府中町意見募集手続制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民の意見募集手続きの実施に関し必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性の向上と町民の町政への参加機会の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　意見募集手続　町の基本的かつ重要な施策（以下単に「施策」という。）を策定する過程において、当該施策の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された町民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2)　実施機関　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

（対象）

第３条　意見募集手続の対象となる施策は、次に掲げるものとする。

(1)　町の基本構想及び個別の行政分野における基本方針の策定又は重要な変更

(2)　町政の基本方針を定める条例の制定又は改廃

(3)　義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(4)　前各号に掲げるもののほか、意見募集手続が必要であると実施機関が認めるもの

（適用除外）

第４条　実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見募集手続を実施しないことができる。

(1)　法令等により意見等の聴取を実施した場合

(2)　政策の策定に当たり、実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(3)　緊急又は軽微な変更と認められる場合

(4)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき設置された附属機関又はこれに類するものからの答申、報告及び意見等に基づくものである場合

（案の公表）

第５条　実施機関は、施策を策定しようとするときは、意思決定を行う前に適切な期間を設け、当該施策の案を公表するものとする。

２　実施機関は、前項の規定により施策の案を公表するときは、次に掲げる事項を記載した資料を添付するものとする。

(1)　施策の案を作成した趣旨及び背景

(2)　施策の案を理解するために必要な関連資料

（公表の方法）

第６条　前条の規定による施策の案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　町のホームページへの掲載

(2)　実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

２　実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表に努めるものとする。

（意見等の募集方法及び期間）

第７条　実施機関は、第５条第１項の規定により施策の案を公表するときは、次に掲げる方法により、意見等の募集をするものとする。

(1)　実施機関が指定する場所への書面の持参

(2)　郵送

(3)　ファクシミリ

(4)　電子メール

２　前項の意見等の募集期間は、おおむね３０日とする。

３　意見等を提出しようとする者は、住所、氏名（法人その他の団体の場合にあっては、所在地、名称、代表者氏名）その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

（意見等の取扱い）

第８条　実施機関は、前条の規定により提出された意見等（以下「提出意見等」という。）を考慮して、施策の策定の意思決定を行うものとする。

２　実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、第６条第１項に掲げる方法により、次の事項を公表するものとする。

(1)　提出意見等の概要

(2)　提出意見等に対する実施機関の考え方（施策の案の変更を行ったときは、その変更内容を含む。）

(3)　決定した施策等の内容

３　実施機関は、提出意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

４　実施機関は、提出意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害する恐れがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、意見募集手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成２７年９月１日から施行し、平成２７年１２月１日以後に策定の意思決定を行う施策から適用する。